

障害者の就業状況に関する調査 調査票A (企業・法人を対象とした調査)

整理番号

この調査について

この調査は、厚生労働省からの要請により、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センターが実施するものです。この調査では民間の企業・法人で雇用されている精神障害のある方々（企業・法人の本社、支店、工場、事務所等の事業所で働く精神障害のある従業員の方となりますが、特例子会社は親会社の事業所の一つとみなします。）が、どのような働き方をしているかを把握することで、障害者雇用率制度についての今後の検討のための資料とさせていただくことを目的としています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査にご協力くださるようお願い申し上げます。

WEBアンケートによる回答のお願い

本調査では、インターネット上のWEBアンケートを標準回答方式としておりますので、できるだけインターネット上の回答サイトからご回答していただくようお願いしております。

詳しくは別紙2「調査の実施・回答ガイド（調査票A・B用）」に記載しておりますので、できればWEBアンケートをご活用ください。WEBアンケートで回答される方は、この先を読まれる必要はありません。別紙1をご一読の上、別紙2をご参照ください。

なお、何らかの理由でWEBアンケートではなく調査票（紙）での回答を希望される方は、このまま進んでいただき、この調査票に回答を記入の上、返送の手続きをお願いいたします。

調査をお願いしたい方

企業・法人の本社で人事・労務を担当されている方

回答に当たってのお願い

- 1 【本調査へのご協力】 本調査へのご協力は任意です。強制ではありません。回答が難しい設問がありましたら空欄でも構いません。
- 2 【整理番号の転記】 大変お手数ですが、回答をいただく場合、今回お送りした依頼状「障害者の就業状況に関する調査ご協力をお願い」に記載されている「整理番号」が必要となりますので、このページの上にある「整理番号」の欄に転記してください。
- 3 【問い合わせ】 ご不明な点がございましたら、次頁の問合せ先までご連絡ください。

調査票の返送について

- 1 この調査票にご記入された方は、調査票A及び調査票Bの回答のうち、WEBアンケートでの回答ではなく調査票（紙）で回答したものを、まとめて同封の返信用封筒（若草色）でご返送いただくことをお願いしております。
- 2 このため、この調査票に記入が終わったら、とりまとめ先にご提出ください。
- 3 返送にあたっては、調査票（紙）での回答を調査票Aと調査票Bをまとめて、ご返送ください。

調査データの取扱い

調査データは「個人情報の保護に関する法律」及び当機構の規定等に基づき、障害者職業総合センター研究部門において厳重に管理します。

調査データの分析・発表等においては、法人名、事業所名、個人情報が特定されることはありません。また、それらの情報は、調査研究以外の目的には一切使用せず、個人が特定される情報が外部に漏れることはありません。

回答の内容や回答がなかったことによって、皆様の不利益になることはありません。

なお、自由記述欄に個人を特定する情報を入力・記入しないようご注意ください。

回答期限

令和5(2023)年8月10日(木)

上記期日までに郵送による返送が必要な回答を取りまとめ、若草色の返信用封筒（郵便切手は不要）にてご投函ください。

問合せ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者職業総合センター

障害者支援部門 浅賀、渋谷、三浦、五十嵐

電話 043-297-9032 FAX 043-297-9058

メール hsddiv@jeed.go.jp

問1 貴社・貴法人の従業員数について、当てはまる番号1つに○を付けてください。

※ 正社員、契約社員、パートタイマー等の身分にかかわらず、貴社で雇用している労働者の実人員でお答えください。ただし、派遣社員は除きます。

1	50人未満	2	50～99人	3	100～299人
4	300～499人	5	500～999人	6	1,000人以上

問2 貴社・貴法人の主な事業内容について、当てはまる番号1つに○を付けてください。事業が複数ある場合には、代表的なものを1つお答えください。

※ 詳しくは、p.7の「産業分類表」を参照してください。

1	農業、林業、漁業	2	鉱業、採石業、砂利採取業	3	建設業
4	製造業	5	電気・ガス・熱供給・水道業	6	情報通信業
7	運輸業、郵便業	8	卸売業、小売業	9	金融業、保険業
10	不動産業、物品賃貸業	11	学術研究、専門・技術サービス業	12	宿泊業、飲食サービス業
13	生活関連サービス業、娯楽業	14	教育、学習支援業	15	医療、福祉
16	複合サービス事業（協同組合等）	17	サービス業（他に分類されないもの）		

(次のページに続きます)

問3 貴社・貴法人で雇用している障害者について、障害の種類別に人数をお答えください。(障害の程度や労働時間に関係なく、実人員をお答えください。障害が重複している場合は、主たる障害についてお答えください。)

身体障害者	人
知的障害者	人
精神障害者	人

※ 障害の種類の見方は、以下のとおりです。

- 「身体障害者」とは身体障害者手帳をお持ちの方をいいます。
- 「知的障害者」とは療育手帳（「愛の手帳」等他の名称の場合もあります）をお持ちの方又は知的障害者判定機関（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター）により知的障害があると判定された方をいいます。
- 「精神障害者」とは精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方をいいます。

(次のページに続きます)

問4 精神障害者の雇用管理上の措置・配慮について、貴社・貴法人で実施しているものをすべて選び、番号に○を付けてください。

1	障害者雇用に関する従業員の理解促進のための研修等の実施
2	支援員やジョブコーチ等、障害者への業務指導や職場適応を援助する専門の援助者の配置
3	障害特性に応じた配置先の決定、業務の選定・創出等
4	作業手順の簡素化・見直し、作業マニュアルのカスタマイズ、チェックリストの作成等
5	通院・体調等に配慮した出退勤時刻、勤務時間、休暇・休憩など労働条件の設定・調整
6	パーティションの設置など障害特性に配慮した物理的就業環境の整備
7	感覚過敏への対応など機器の提供
8	任意の時間での休憩室の利用許可など福利厚生に関する配慮
9	定期的な面談による体調及び業務管理
10	障害特性を踏まえた人事評価
11	障害に配慮した教育訓練メニューの設定
12	日常生活の支援に関する手順等の整備（医療機関又は支援機関との連携を含む）
13	能力と希望に応じたすべての精神障害者を対象とした正社員登用

(次のページに続きます)

問5 精神障害のある労働者の雇用管理について、どこの部署・人が担当していますか。該当するものをすべて選び、○を付けてください。

		配属先の上 ・担当者	人事・労務・ 総務部門	産業医を含む 産業保健スタッフ
1	業務面の指導	1	2	3
2	必要な合理的配慮の確認	1	2	3
3	体調・健康面に関する相談	1	2	3
4	その他（人間関係等）の相談	1	2	3

問6 精神障害者の雇用に関して貴社・貴法人で活用している助成金があれば、当てはまる助成金の番号すべてに○を付けてください。（精神障害者の雇用に関するものに限りです。）

1	障害のある人の雇入れに対する助成金
2	作業施設・福祉施設等、障害のある人のための環境整備に対する助成金
3	業務を支援する人等、障害がある人のための人的支援に対する助成金
4	その他の助成金（職場復帰のための助成金、通勤援助のための助成金）
5	活用している助成金はない

アンケートは以上で終了です。
ご協力ありがとうございました。

問2については、下記の産業分類表を参照してください。

[産業分類表]

1	農業、林業、漁業	農業、畜産業、園芸業、林業、漁業など
2	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭鉱業、採石業、砂利採取業など
3	建設業	土木工事業、造園工事業、建設工事業、大工工事業、設備工事業、電気工事業など
4	製造業	食料品、繊維、木・紙製品、印刷、化学、プラスチック製品、窯業、鉄鋼、金属、機械、輸送用機械など
5	電気、ガス、熱供給、水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
6	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、映像・音声・文字情報制作業など
7	運輸業、郵便業	旅客運送、貨物運送、倉庫業、郵便業など
8	卸売業、小売業	卸売業、小売業
9	金融業、保険業	銀行業、金融機関、貸金業、証券業、保険業など
10	不動産業、物品賃貸業	不動産業、物品賃貸業、リース、レンタル
11	学術研究、専門・技術サービス業	研究機関、法律事務所、コンサルタント業、広告業など
12	宿泊業、飲食サービス業	旅館、ホテル、飲食店
13	生活関連サービス業、娯楽業	クリーニング、理美容業、銭湯、旅行業、冠婚葬祭業、娯楽業など
14	教育、学習支援業	学校教育、学習支援業など
15	医療、福祉	病院・診療所、社会福祉、介護事業など
16	複合サービス事業（協同組合等）	農林水産業協同組合など
17	サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理、修理、人材派遣、警備業、コールセンター、宗教など

